令和7年度税制改正意見書

東海税理士会小牧支部　令和7年9月

番号	税目	改正意見	理由	関係条文
☆1	所得税法	前年、前々年分に居住用不動産を譲渡して3,000万円特別控除などの居住用の特例を適用して申告している場合においても、本年分において居住開始した者が、住宅借入金等特別控除を改めて選択適用できる制度の創設を要望する。【新規】	現在の税制では、住宅借入金等特別控除を前年、前々年分に適用していても、本年において居住用不動産を譲渡した場合、居住用の特例を適用して過去の住宅借入金等特別控除については、修正申告書を提出して取り消しすることができる。 しかしながら、その逆の制度がない。 平成の中頃以降に取得した居住用不動産は、資産の地価の上昇はあまり見込めないため値上がり益が少額な場合が多い。自宅を譲渡した年分で少額な譲渡所得に特別控除を適用して申告した場合において、翌年以降に居住用不動産を新規取得した時に住宅借入金等特別控除の適用の方が有利な場合があるが、その適用を受けることができない。	措法41①㉓、41の3、31の3、35①、36の2①
2	所得税法	暗号資産取引に係る雑所得を申告分離課税とすること。【継続】	令和2年の金融商品取引法等の改正により暗号資産が金融商品として明確に位置づけられたことにより、投資環境整備が進む現状に鑑み、税の公平性や簡素化の観点から、暗号資産に係る課税方法を、総合課税から税率20%の申告分離課税に変更すべきである。また、3年間の繰越損失制度を導入し、先物取引に係る雑所得等の課税の特例と同様の扱いとするのが望ましい。	措法41の14、15、措令26の26
3	所得税法	不動産所得が赤字の場合には、その赤字の内訳が土地の負債利子でも損益通算を可能とすべきである。【継続】	本規定が導入された平成4年当初は借入金により土地を取得し不当に租税負担を回避する行為もあったが、現状においては不要の規定と思われる。	措法41の4①
4	所得税法	医療費控除を廃止すること。【継続一部修正】	高齢者の多くが確定申告を行っており、税務署及び税理士の事務負担が大きい。医療費のうち医療費控除の対象となるものか否かの判断が困難なケースが多く、また、領収書を確認集計するために労力がかかる割に控除額が少額なケースが多い。さらに、医療費負担額は社会保険料控除、扶養控除、基礎控除等に含まれるべき性質であると考えられる。医療費については、税制面で手当てするのではなく、高額医療費制度等の医療保険制度において手当てすべきであると思われる。	所法73

	番号	税目	改正意見	理由	関係条文
☆	5	所得税法	ふるさと納税（寄付金控除）を廃止すること。【新規】	ふるさと納税については、返戻品目当てや高額所得者の節税目的に活用されており、本来の寄付という目的には合致していない。事実上税金による補助金ともいえる。また、大都市の財政状況にも悪影響が生じているので、廃止すべきである。	所法78
	6	所得税法	生命保険契約に基づき支払いを受ける介護保険金については非課税限度額を設けるべきである。【継続】	生命保険契約に基づき支払いを受ける介護保険金については、その受取人が被保険者、その配偶者、もしくはその直系血族、またはその生計を一にするその他親族の場合には非課税扱いとなる。 一方で、支払保険料及び受取保険金が多額の場合、被保険者の財産を無税でその他の親族に移転することができ、将来発生する相続税又は贈与税を不当に減少させてしまう可能性があるため、非課税限度額を設けるべきである。	所法9
	7	所得税法	源泉所得税の納期特例の納付期限を以下の通りとすべきである。【継続】 1月～6月分　7月末日 7月～12月分　1月末日	源泉所得税の納期特例の納付期限は7月10日及び1月20日となっている。実務上、1月は法定調書、給与支払報告書の提出、償却資産税の申告等々、業務量が大幅に増加する時期である。実務上の事務負担上の観点から源泉所得税の納付期限を1月末日にすることが望ましい。また、同様の観点からで7月納付分についても7月末日とすることが望ましい。毎月納付についても翌月末日が納付期限となることが望ましい。	所法183、199、204、212、216、217
☆	8	所得税法	新規に源泉所得税納付期限の特例の申請をした場合において、みなし承認の規定を、申請書の提出日の属する月の月末とすべき。【新規】	所得税法217の5において「申請書の提出があつた場合において、その申請書の提出があつた日の属する月の翌月末日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかつたときは、同日においてその承認があつたものとみなす。」とされているため、申請書の提出日の属する月の源泉所得税の納付期限は翌月10日となってしまう。10人未満の零細事業者のための規定であるため、事務負担軽減のために、早期の適用が望ましい。	所法183、199、204、214、216、217、
	9	所得税法	個人事業主である士業の業務に関する報酬に対する源泉徴収を取りやめること。【継続】	現在、源泉徴収義務者が個人事業主である税理士等の士業に報酬を支払う際にはその報酬の一部を源泉徴収する必要がある。一方、支払う相手が法人である場合にはそのような必要はない。ともに同じサービスの対価なので源泉徴収義務者が負担する事務手続を統一すべきである。	所法204、205
	10	所得税法	土地の売却に際して支払った整地費用を譲渡費用とみなすこと。【継続】	土地の譲渡に際して支払う整地費用は土地の改良費であることから概算取得費を用いる場合は必要経費として加算することができない。一方、家屋の取り壊しに要する費用は譲渡費用であることから概算取得費を用いる場合でも必要経費となる。ともに土地の売価を高めるために支出するものであることから整地費用も譲渡費用としてみなすべきである。	所法38

	番号	税目	改正意見	理由	関係条文
	11	所得税法	基礎控除を中心とした基礎的人的控除を見直すこと。【継続一部修正】	基礎控除額は所得金額により48万円～0円まで4つの区分に分けられているが、基礎控除は最低限の生活費の保障という趣旨に鑑みると、所得金額の多寡により金額が変動することは合理性がないうえに現行の基礎控除額では十分な金額とは言えない。そのため基礎控除の引き上げを要望する。	所法83、83の2、86
☆	12	所得税法	配偶者控除及び配偶者特別控除を廃止すること。【新規】	配偶者控除等は、昭和時代の男性は働き、女性は家事子育てといった価値観に基づくものであり、現代の夫婦共稼ぎ世代が当たり前の時代にはそぐわない制度となっている。また、少子化で人手不足が叫ばれている中で、女性の活用を図るべきであるが、税金や社会保険の関係から働き方を調整しているのが現状である。そこで、配偶者控除等は廃止し、代りに基礎控除の金額を増額することを検討すべきである。	所法83、83の2
☆	13	所得税法	年少扶養親族への扶養控除を復活させること。【新規】	子ども手当の導入により年少扶養親族への扶養控除は廃止された。子ども手当の導入当初は扶養控除の廃止に係る負担額は、子ども手当の受取額を下回る予定であったが、実際には所得税率20%以上の納税者にとっては負担額が大きくなった。子ども手当から児童手当に戻ったものの、年少扶養親族への扶養控除の不適用は継続しているため、子育て世代を支援するために導入された施策が目的を失い、単なる増税になっている。 異次元の少子化対策には年少扶養親族への扶養控除の復活は必要である。	所法84
☆	14	所得税法	生計を一にするの基準の法令により明確化すべきである。【新規】	生計を一にする基準は、現在通達で整理されているが、特に仕送りの金額に関しては客観的な金額基準もなく、非常に不透明なものとなっている。この生計を一の通達は、相続税法など他の法令に関しても、基準として適用されているが、例えば、居住用財産の譲渡の特例や小規模宅地の特例のケースにおいて悪用される事例も見受けられる。したがって、仕送金額等の判断基準等を法令に定めて明確にするべきである。	所基通2-47 租措69の4、租措令20③20の3①、租措通達31の3-6、36ノ2-19ほか
	15	法人税法	特定同族会社の留保金課税を廃止すべきである。【継続】	通常の法人税とは別に、一定の同族会社の内部留保金に対して課税する制度であるが、中小企業については資金調達能力が不足しており、昨今の災害、新型コロナウイルス蔓延のような非常時のためにも内部留保を充実させていく必要がある。平成19年度の税制改正では、資本金の額が1億円以下の「中小特定同族会社」については、留保金課税の適用対象から除外されることとなったため、資本金の減資等で対策もとれ、対象企業が限定されているため、制度自体を廃止すべきである。	法法67

	番号	税目	改正意見	理由	関係条文
	16	法人税法	役員給与、役員退職金について不相当に高額かどうか検討可能な情報を開示すべきである。【継続】	法人税法第34条2項に規定する「政令で定める金額」(法人税法施行令70一、二)が不明瞭(事業規模が類似する法人の抽出方法、抽出した額の平均値をとるか最高値をとるか等)であるため、国税当局と納税者の間にトラブルが生じやすい。さらに、納税者は類似法人に関する情報を得る手段が限定されており、納税者の予測可能性が確保されているとは言い難い。従って、不相当に高額かどうかの判断をするために有用かつ客観的な情報を納税者に開示すべきである。	法法34、法令70
	17	法人税法	電子申告を義務付けられた大法人が、文書により申告した場合に、これを無申告として取り扱うべきではない。【継続】	税務行政の効率化及び作業コストの削減のため、大法人の電子申告の義務化は推進すべきである。しかし、電子申告しない場合に、紙提出を行ったとしても無申告とされるのは、申告方法の相違であり申告をしていないとまでされるべきではない。	法法75の4
	18	所得税法法人税法	現在の減価償却資産の損金算入制度には3つの基準が設けられている。これらの3つの基準を統一すべきである。【継続】	減価償却資産の取得価額が10万円未満、20万円未満、30万円未満であることに応じて取扱いが定められているが、これを30万円以下は少額資産として統一し損金算入を認めるべきである。	法令133、133の2、134、所令138、139、139の2、措法28の2
☆	19	消費税法	消費税の増税に伴う逆進性の緩和策としての、軽減税率を廃止すべきである。【継続一部修正】	軽減税率は①低所得者のみならず軽減してしまう②適用対象の判断がわかりづらい③煩雑で多大な事務負担を強いるものであり④簡素な税制とは言いがたいため、廃止を含め、再検討すべきである。	消法29
	20	消費税法	仕入税額控除の要件とされる請求書等に区分記載請求書等を追加すること。【継続】	インボイス方式は①事業者の事務負担が増大し、②免税事業者が取引から排除される恐れがあるため、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する区分記載請求書等の保存により仕入れ税額控除の適用を受けられるようにすべきである。	消法30
☆	21	消費税法	免税事業者の2割特例制度の延長又は恒久化【新規】	免税事業者がインボイス登録事業者になった場合、税負担の軽減に配慮して税額控除の経過措置(2割特例の選択)が、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの3年間認められているが、免税事業者の税負担を軽減する観点から、少なくともあと3年間延長するか、恒久化とすることを望む。	平成28年改正法附則51の2①、②
	22	消費税法	簡易課税制度を申告書に記載することで選択できるようにすべきである。【継続】	簡易課税制度の内容は仕入れ控除税額の計算方法のひとつにすぎない。よってこれまでのように事前に届出することなく、申告書に記載すれば選択できるようにすべきである。	消法30、37
	23	消費税法	調整対象固定資産を取得等した場合の納税義務の判定の特例及び高額特定資産を取得等した場合の納税義務の判定の特例を廃止すること。【継続】	令和2年度税制改正により「居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の不適用」の規定が創設された。これにより、居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除されないこととなったため、「調整対象固定資産を取得等した場合の納税義務の判定の特例」及び「高額特定資産を取得等した場合の納税義務の判定の特例」はその役割を終えたと考えられ、これらの規定を廃止すべきである。	消法9、12の2、12の3、12の4、30

番号	税目	改正意見	理由	関係条文
24	消費税法	相続により事業を承継した相続人が提出する課税事業者選択届出書及び簡易課税制度選択届出書について、被相続人の消費税の確定申告書の提出期限までに提出された場合には、その相続があった日の翌日から効力が生ずることとすること。【継続】	所得税の青色申告の承認申請は、当該被相続人についての所得税の準確定申告書の提出期限までに提出して差し支えない取扱いになっているのに対し、消費税のこれらの届出書については、提出できる期間が短く、納税者にとって分かりにくく、酷な状況となっている。よって、所得税の青色申告承認申請と同じ時期に提出すれば足りることとすべきである。	消法9、37
25	消費税法	クレジット決済にかかる決済手数料を課税取引とすべきである。【継続】	キャッシュレス決済の加盟店において、クレジットによる決済手数料の場合には、金銭債権の譲渡となり非課税取引となる一方で、デビッド等の代金決済会社への代金回収手数料である場合には課税取引となる。しかし、加盟店の代金回収業務自体は同一であり、決済手数料として一括請求される場合に加盟店の処理が煩雑となるため、簡素化の観点から消費税の取り扱いを統一すべきである。加盟店側が負担する決済手数料については、代金回収手数料としての側面が強いと考えられるため、課税取引として取り扱うべきである。	消法6、30、消令10③
26	消費税法	居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した場合等の仕入れに係る消費税額の調整の規定について、その調整期間を延長すること。【継続】	居住用賃貸建物を調整期間に課税賃貸用に供したとき又は他の者に譲渡したときは、一定の金額をその課税期間の仕入れに係る消費税額に加算することとされている。しかしながら、居住用賃貸建物を調整期間後に課税賃貸用に供したとき又は他の者に譲渡したときは、消費税が課税される一方で居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額は全く控除されないこととなる。このような不合理を解消するため、第三年度の課税期間の末日までとされている調整期間を延長すべきである。	消法35の2
27	相続税法	物納の要件を緩和すること。【継続】	相続税は金銭で納付することが原則とされているが、金銭で納付することが困難な理由がある場合には、物納することが認められている。ところが、平成18年度改正で物納許可限度額の制度が導入され、物納が認められる金額が一般的に低下したことから、改正前と比べ、物納の申請件数が著しく少なくなっている（参考：平成18年度1,036件、令和3年度63件）。ただ、相続財産の8割近くが現金・預金以外の資産である現況に鑑みると、物納の要件を緩和し、物納し易くすべきである。	相法41 相基通41-1
28	相続税法	相続税の申告期限を1年とすること。【継続】	相続財産の多様化、海外財産など、その確認に時間を要するものが増加している。また、遺産分割協議書も時間を要することから、申告期限を10ヶ月から1年とすべきである。	相法27
29	その他の国税	印紙税を廃止すること。【継続】	印紙税は経済的取引などに関連して作成される文書に課税される税である。よって電磁的記録としてやり取りする場合には課税されず不公平である。またペーパーレス化に伴い、不合理なため廃止することが望ましい。	印法

番号	税目	改正意見	理由	関係条文
30	その他の国税	印紙税の過怠税の取り扱いについて、過怠税の内、本来納めるべき印紙税相当額については、過怠税としないようにすべきである。【継続】	印紙税を納付すべき課税文書の作成者が印紙税を納付していなかった場合に徴収されることとなる過怠税については本来納めるべき印紙税相当額を含めることとされている。本来納めるべき印紙税相当額を過怠税としないことにより、所得税又は法人税の計算上必要経費又は損金とすることができることとなる。	印法20
☆ 31	その他の国税	電子取引については従来通り書面での保存も認めるべきである。【継続一部修正】	電子取引については、令和6年1月1日よりいわゆる「完全電子保存」をしなければならないが、中小企業の事務負担を考慮し、令和6年以降も書面による保存を認めるべきである。 猶予規定により電子取引データについてプリントアウトした書類も認められることとなったが、その場合においても電子取引データの厳格な保存が求められている。中小企業において検索可能な電子取引データの保存およびそのバックアップの体制を取ることが難しい。	電帳法7、電規4
32	地方税	地方税における欠損金の繰り戻し還付制度を創設すべきである。【継続】	欠損金の繰り戻し還付制度は法人税では認められるが地方税では認められない。このため本制度を適用した場合法人税と地方税で繰越欠損金額に差異が生じるため実務上煩雑である。	地法
33	地方税	個人事業税について事業主控除額を適正な額まで引き上げるべきである。【継続】	個人事業税の事業主控除は法人事業税とのバランスを考慮して事業主報酬部分には事業税を課さない趣旨から設けられている。国税庁が公表している「民間給与実態統計調査(令和2年分)」によると、1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与額は約430万円であるため、少なくとも400万円程度に引き上げるべきである。	地法72の49の14
34	地方税	事業所税は廃止すべきである。【継続】	事業所税は昭和50年に大都市への企業集中による都市環境の整備改善に関する事業に充てるため創設されたものである。現在では都市環境はほぼ整備された。また固定資産税等と二重課税の性格が強く課税の合理性を欠いている。	地法701の30
35	地方税	資本金1億円以下の中小法人に対する事業税の外形標準課税の導入はすべきではない。【継続】	外形標準課税を中小法人にまで導入すると欠損法人割合が多いと言われる中小企業の経営を圧迫し雇用へのマイナス影響も懸念される。昨今の災害、新型コロナウイルス蔓延のような非常時から回復する時の妨げとならぬよう導入すべきではない。	地法72の2
36	地方税	少額減価償却資産(30万円未満)については、固定資産税(償却資産税)の対象から除外すること。【継続】	固定資産税の賦課期日は1月1日、申告期限は1月末日であるが、法人が20万円未満の減価償却資産を取得した際、一括償却資産とするか少額減価償却資産とするかの選択は確定決算によるため、固定資産税の申告期限において確定していない場合がある。また、少額減価償却資産は即時に償却されオフバランスとなることから、事業者に複雑な管理を強いることになる。不確定要素を除去し申告業務を簡素化するためにも、少額減価償却資産は固定資産税の対象から除外すべきである。	地法341、349の2

番号	税目	改正意見	理由	関係条文
37	税務行政	税務署に提出した届出書・申請書について、届出・申請(承認)状況の照会制度を設けるべきである。【継続】	現行行われている「申告書等閲覧サービス」では、納税者本人の実印を押印した委任状と印鑑証明書が必要とされており、煩雑である。この点を改善するためe－Taxを利用して届出・申請状況について照会、回答を得られる制度を設けるべきである。	「申告書等閲覧サービスの実施について」(事務運営指針)
38	税務行政	税理士法33条の2に基づく意見聴取がされた後、調査に移行する場合には、その理由を開示するよう規定すべきである。【継続】	意見聴取がおざなりに行われ、実地調査に移行することがあり、書面添付制度が効果的に運用されていないと感じられることがあった。特に、意見聴取から実地調査に移行したにもかかわらず、特段新しい問題点も指摘されず、是認となった事例もあり、その運用に疑問を感じる。税理士法33条の2に基づく書面添付がされている申告については、原則、調査は省略されるべきであり、調査に移行する場合には、その理由を開示するよう規定すべきである。	税理士法33の2

外部監査人等の選任要請後のスキーム

東海税理士会　公益活動対策部

